

令和元年度海上交通事業に関する調査業務仕様書

1. 業務名

令和元年度海上交通事業に関する調査業務

2. 業務目的

本業務は、海上交通事業の事業スキームや事業者選定方法等の調査等を行うものである。

3. 委託業務の内容

(1) 交通事業の事業化の事例調査と整理

- ① 近年、行政が主導して公営あるいは民営で交通事業（主に、中長距離フェリー航路・離島航路・空港アクセス航路等の国内の一般旅客定期航路事業）を開始した事例を調査・類型化し、事業スキームごとのメリット・デメリットを整理する。
- ② ①のうち、公営で民間事業者に事業委託をしている場合や民営の場合について、その民間事業者の決定経緯や選定方法、行政からの支援策等を整理する。
- ③ ①のうち、運営事業者を新たに設立している場合について、その設立スケジュールや組織体制、行政の関与の程度等について整理する。

(2) 海上交通事業の事業者選定方法や契約内容の整理

(1) の調査を基に、大分県大分市と大分空港の間の海上交通アクセスについて、下記の事項について整理・検討を行う。

- ① 事業化パターン案の整理
- ② 事業者選定方法とその要件の整理
- ③ 事業者設立手法並びに設立までのスケジュール案及び組織体制案
- ④ (2) ②から③について、必要な契約内容や留意事項の整理

(3) 業務とりまとめ・報告書作成

4. 資料の貸与

・本業務の実施にあたり、必要に応じて、県が保有する資料を無償で貸与する。

5. 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

ただし、委託業務のうち、(1)及び(2)①から③までの調査結果については、県とその内容について事前協議を行った上で、令和元年11月29日までに県に調査状況を報告すること

6. 成果品の提出

本業務の成果品（参考資料・データ等を含む）は、次のとおりとする。

- ・報告書（A4判、左綴じ、製本） 10部
- ・参考資料、データ等を記録した電子データ（CD又はDVD） 一式

※電子データについては、事後に、個々のプロジェクトの計数や文言の変更など、県において、データの加工・修正が可能なものにする

7. その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、県と連絡を密にすること。

(2) 成果品の管理と権利の帰属

成果品に関する権利はすべて県に帰属するものとし、受託者は許可なく公表してはならない。

(3) 再委託の取扱い

受託者が受託業務を履行するにあたって、委託業務の全部を一括して、又は委託業務のうち主たる業務を第三者に委託することは禁止する。

なお、主たる業務とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務とする。

ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務については、県の承認を得ずに再委託できるものとする。

また、委託業務のうち主たる業務及び軽微な業務を除く業務について、受託者が再委託を必要とする場合には、再委託についてあらかじめ県の承諾を得ることとする。

(4) 業務実施体制

本契約締結後、履行期間終了までの間、主たる担当者の変更をはじめとした業務実施体制の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情により変更が必要となった場合には、事前に県の承認を得るものとする。

(5) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を遂行するために必要な場合にあっては、事前に県の承諾を得るものとする。

(6) 疑義がある場合の取扱い

本仕様書に定まる事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により解決するものとする。